鶴見
青色申告会

鶴申だより

発行月は 4月・6月・8月・10月・12月・1月 です

発　行
鶴見青色申告会事務局
〒230-0051
鶴見区鶴見中央4-39-9
TEL 045-521-1145
FAX 045-502-0063
メール aokai230@soleil.ocn.ne.jp

年頭所感

会長
三橋忠司

新年明けましておめでとうございます。

平成30年の新春をご家族皆様ご健勝にて寿がれたことと心よりお慶び申し上げます。

役員・会員の皆様には、日頃から会の運営につき絶大なるご支援、ご協力を頂き、心よりお礼申し上げます。

平成24年12月に始まったアベノミクス景気が60ヵ月連続しているとのことですが、まだまだ実感はありません。

プレミアムフライデーも実施されましたが浸透するには、もう少し時間がかかりそうです。

学生の就職率などをみると雇用情勢は、今までと比べ良くなってはきているようです。

一部大手企業では、賃上げを実施していますが、日本の企業のほとんどは、我々零細企業を含めて厳しい状況であると思わざるを得ません。むしろ、経営環境は悪くなるばかりです。

昨年を振り返りますと、北朝鮮によるミサイル発射に始まり豪雨被害が日本中を席捲しました。この豪雨で亡くなられた方々のご冥福をお祈りすると共に被災された多くの方々には心よりお見舞い申し上げます。

そんな中、秋篠宮家の長女眞子さまのご婚約、将棋の中学生棋士藤井聡太四段の29連勝記録、日本初の陸上男子100mで9.98秒を記録した桐生祥秀選手など、明るく爽やかなニュースも忘れられません。

200年ぶりと報じられた天皇陛下の「生前退位」が皇室会議で決定したとの報道も特別な思いをもって拝聴していました。一方会活動におきましては、「毎日が指導日・相談日」のスローガンを旗印に日々会員さんの指導・相談を行ってまいりました。

地域のイベントには積極的に参加するなどを始め情報誌を有効利用した広報活動を行い会勢拡大・会員増強に努めてまいりました。

また、会員増強の一助にと新たにリーフレットを作成し会役員はじめ会員の皆様にご協力をいただき、新規開業者や記帳、税金に困っている方々に配付いただきました。会員さんから喜ばれている決算期の予約相談制度はすっかり定着したようです。毎年10月に行われている記帳点検の出席者が年々増加しているのも喜ばしいことです。特に昨年は、マイナンバー制度の実施に対応すべく、会員さんのマイナンバーの収集や、マイナンバーカードの取得を一昨年にも増して勧めてまいりました。この制度の普及・育成のため、本年も引き続き実施してゆきたいと存じます。これから確定申告の時期を迎えますが、東京地方税理士会鶴見支部の諸先生方のご指導・ご協力を得まして、役職員は言うに及ばず会員さんと手を携えてこの一大事業を乗り越えてゆく所存でございます。加えて、より多くの会員さんが電子申告(e－Tax)を利用されるよう強力に推進してまいります。

本年の方針として会勢拡大・会員増強を第一目標に掲げ、税制改正運動では引き続き事業主報酬制度の復活ならびに事業承継税制の創設を強く要望するなど様々な活動を展開する一方で、当会は独自の会運営を行ってまいります。

今年も「会員さんのための申告会」へ執行部、役職員一同頑張ってまいります。会活動への倍旧のご協力、ご支援をお願い申し上げます。

結びに当たりまして、会員皆様とご家族のご健康と事業のご繁栄を心よりお祈り申し上げ新年のご挨拶といたします。

新年のごあいさつ

鶴見税務署長
高津　勝

新年あけましておめでとうございます。

平成30年の年頭に当たり、鶴見青色申告会の会員の皆様に、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

皆様には、平素から税務行政全般に対しまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、旧年中、記帳点検事業や各種相談等を通じて、会員の皆様からの「より質の高い記帳を」という要望に応えつつ、広く納税者の皆様への青色申告制度の普及に御尽力いただいたほか、私どもが進めております ICT 申告につきましても、その趣旨を御理解いただき、「税理士による代理送信」を含め、積極的にe－Tax の利用やマイナンバーカードの取得促進に取り組んでいただきました。

さらには「つるみ夢 ひろばｉｎ總持寺」での「税金クイズ」や会員以外の方でも参加できる「税務講習会」 などを通じて地域に根差した税の啓蒙活動を積極的に展開されました。

これもひとえに三橋会長をはじめ役員並びに会員の皆様の多大なる御尽力の賜物であり、改めて御礼申し上げるとともに、心より敬意を表する次第でございます。

今後とも会員相互の信頼を深められ、引き続き地域に密着された活動を展開されますよう御期待申し上げる次第でございます。

さて、まもなく平成29年分の申告所得税・個人消費税の確定申告の時期を迎えます。私どもといたしましては、納税者の皆様の自発的な適正申告と納税をしていただけるよう国税庁ホームページを通じた情報提供の充実やe－Tax など ICT を活用した申告と納税手段の更なる充実等に努めて参りますので、会員の皆様には確定申告書の早期提出とe－Tax の更なる利用促進に御協力いただくとともに、税務署内に設置する青色コーナーの運営等に対しましても、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、平成31年10月からの消費税率引上げと軽減税率制度の実施がいよいよ来年に迫っております。この軽減税率制度は、取扱商品など、多数の事業者の皆様に関係があり、制度の内容について十分な理解をいただけるよう、広報等の各種施策を実施して参りますので、貴会におかれましても御協力をお願い申し上げます。

結びに当たり、鶴見青色申告会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに御事業の御繁栄を心より祈念いたしまして、私の新年の挨拶とさせていただきます。

e-Tax
さらに便利に使いやすく
国税電子申告・納税システム

事務局からのお知らせ

決算・申告期の予約相談について

予約相談期間：平成30年1月25日(木)～3月3日(土)まで実施

※　予約優先ですが、順番制の申告相談も例年通り行います。

※　早期提出にご協力お願いいたします。
尚、3月15日間際のご相談は混雑が予想されますのでお早めにご来会ください。

★下書き用　決算書・確定申告書Ｂ　について

下書き用の決算書の用紙が必要な方は、青色申告会にご来会いただくか、もしくは鶴見税務署へ取りにいって頂きますようお願い申し上げます。

尚、平成29年分以降用の各種申告書は1月下旬頃までには、青色事務局に取揃える予定でございます。

★電話応対に関してのお知らせ

電話応対は下記の時間内とさせていただきます。

通常業務時間
　月曜日～金曜日（年末年始及び祝日は除く）
　9：00～17：00（12：00～13：00は除く）

申告期特別対応
　2月3日、10日、17日、24日、3月3日、10日の土曜日
　9：00～12：00

ただし、申告期は指導員との電話が大変つながりにくくなります。
17：00以降（土曜日は12：00以降）折り返しのご連絡とさせていただきますので、ご承知おきください。

年末調整の事務手続きについて

平成29年7月1日以降支払う給与について徴収した所得税納付（納期特例）期限は、平成30年1月22日（月）です。期限内に必ずご来会くださいますようお願いいたします。

※なお、期限後の年末調整指導につきましては、確定申告の繁忙期になりますのでお断りさせて頂きます。

※都合によりどうしても期限後に年末調整を行う方は**有料**とさせていただきます。
（　料金　1,000円　）

ご予約されなかった方の確定申告期の受付要領

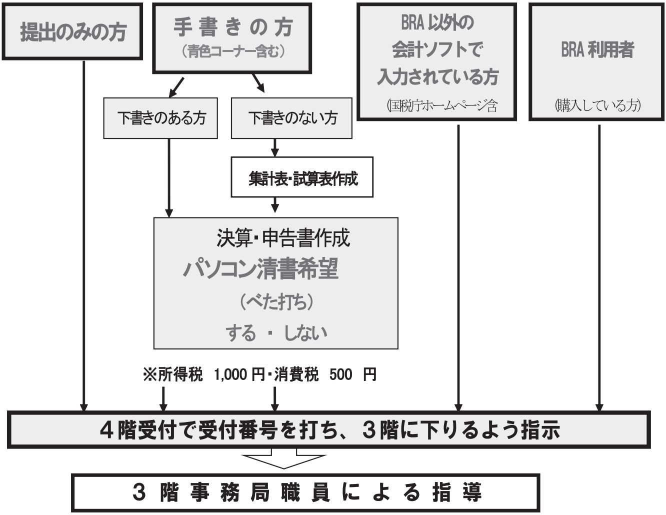

・・・・・準会員・特別会費料金表・・・・・

準会員の会費

★準会員Ａ　小規模な不動産所得の決算申告相談	…12,000円
★準会員Ｂ　共有不動産所得の決算申告相談	…8,000円
★準会員Ｃ　確定申告相談（事業・不動産所得以外）	…3,000円

（注）準会員Ａ・Ｂは正会員の親族の方

特別会費

★正会員の親族で事業・不動産以外の確定申告相談	…2,000円
パソコンによる決算、申告書作成、サポート代（含印刷）	
★決算書・確定申告書作成サポート	…1,000円
★消費税申告書作成サポート	…500円
★ブルーリターンＡご購入の方も含む	

その他

★夜間相談　午後５時開始及び午後６時開始（水・金）　１時間	…3,000円

決算・確定申告相談を受ける際にお持ちいただくもの

（必ずしもすべてのものが必要とは限りません）

必要書類をチェックしてからご来会下さい

- □　印鑑
- □　電子証明書付住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード
  （パスワード等の確認ができるものをお持ち下さい）
- □　平成27・28年分　決算書・確定申告書の控え（本紙今月号１ページ参照）

平成29年分

- □　決算書・確定申告書
- □　月別集計表　（年間の合計をしておいて下さい）
- □　合計残高試算表（１月～１２月分）　・・・貸借合計額の一致が大前提です！
- □　給与所得の源泉徴収簿（受給者全員分）
- □　新たに取得した減価償却資産（10万円以上のもの）明細書
  ⇒車両の場合は契約書、売却・下取りした場合はその明細書
- □　支払った医療費の領収書
  ⇒受診者ごと、医療機関ごとに合計金額を算出しておいて下さい
  ※セルフメディケーション税制をご利用の方は『一定の取組』を行ったことの書類が必要です
- □　国民健康保険料（介護保険料含）の領収書又は、
  「国民健康保険料（介護保険料）年間納付額のお知らせ」
- □　国民年金の証明書並びに国民年金基金の証明書
- □　小規模企業共済掛金の証明書
- □　生命保険の証明書（一般用・個人年金用・介護医療保険用）
- □　地震保険料並びに旧長期損害保険料の証明書
- □　寄付金控除の領収書等
- □　給与所得の源泉徴収票
- □　公的年金等の源泉徴収票
- □　住宅取得特別控除を受けられる方は住民票・売買契約書・登記事項証明書・借入金残高証明書など一定の書類が必要です（初年度のみ）

２年目以降の方は、借入金残高証明書

税務署からのお知らせ

◆ 申告書作成会場は、2月13日（火）から開設します！

【開設期間】2月13日（火）～3月15日（木）の平日　場所：鶴見税務署
2月18日（日）、25日（日）　場所：日石横浜ホール
※　土、日は鶴見税務署において業務を行っておりません。
【相談時間】9：15～17：00（受付は8：30から）
※上記期間以外は、税務署の申告書作成会場はありませんのでご了承ください。
※上記期間中は、当署の駐車場は使用できませんので、お車での来場はご遠慮ください。

平成29年分の申告・納付期限
所得税及び復興特別所得税・贈与税
平成30年3月15日（木）
個人事業者の消費税及び地方消費税
平成30年4月2日（月）

◆ 申告書等は国税庁ホームページで作成を！

○ 「確定申告書等作成コーナー」へアクセスし、画面の案内に従って金額を入力するだけで申告書が作成できます。
○　作成した申告書は印刷（白黒可）して、郵送等で税務署へ提出できます。
○　プリンタをお持ちでない方やタブレット端末等をご使用の方も、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。

www.keisan.nta.go.jp
作成コーナー

タブレット端末等をご使用の方はこちらをご利用ください。

◆ 確定申告書等にはマイナンバーの記載が毎回必要です！

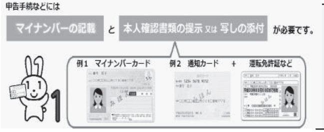
申告手続などには
マイナンバーの記載 と 本人確認書類の提示 又は 写しの添付 が必要です。
例1　マイナンバーカード
例2　通知カード　＋　運転免許証など

○　申告書を郵送等で提出する場合は、本人確認書類として、「例1マイナンバーカード」の裏表両面の写し又は「例2通知カード＋運転免許証など」の写しを添付してください。
○　ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

◆ 医療費控除について（重要！）

詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)　医療費控除　検索

1「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました（領収書の提出は不要となりました）

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

○　医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から求められたときには、提示又は提出しなければなりません。）
○　医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）
○　平成29～31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

2 セルフメディケーション税制が創設されました

平成29年分の確定申告から、健康の保持及び疾病の予防への一定の取組（健康診断、予防接種など）を行った方で、特定一般用医薬品等を購入している方は、従来の医療費控除に代えて、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができます。

添付又は提示が必要な書類

- □ セルフメディケーション税制の明細書（添付）
- □ 適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類（添付又は提示）

例）予防接種の領収書、健康診断・人間ドックの結果通知書など

（氏名、取組を行った年、事業を行った保険者、医療機関等の名称の記載があるものが必要となります。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。）

今年から始めてください。 小規模企業共済を！

小規模企業共済制度とは…

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）又は会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

節税や将来の備えにと、思っている方 必見！！

毎月の掛金は、1,000円～70,000円で加入できます。
500円単位で自由に選べます。

運営は独立行政法人中小企業基盤整備機構

お問い合わせ・お申込み　☎045-521-1145

鶴見青色申告会　　共済係 矢萩迄

建設の事業　労災保険

一人親方

お申込み随時受付中

●行事予定●

常任理事会	1月１０日（水）　午後1時３０分より
女性部会	1月１２日（金）　午後２時より
新年賀詞交歓会	1月１９日（金）　午後６時より ※JR 新横浜駅前「新横浜グレイスホテル」
下半期源泉税支払期限	1月２２日（月）
無料法律相談会	1月２３日（火）
青年部新年会	1月２４日（水）　午後６時より
予約申告相談開始	1月２５日（木）～３月　３日（土）まで
第３期労働保険口座振替日	1月３１日（水）
土曜日開業日	2月　３日（土）　午前９時～正午まで ※受付は午前 11 時まで
土曜日開業日	2月１０日（土）　午前９時～正午まで ※受付は午前 11 時まで
土曜日開業日	2月１７日（土）　午前９時～正午まで ※受付は午前 11 時まで
土曜日開業日	2月２４日（土）　午前９時～正午まで ※受付は午前 11 時まで
労働保険データ提出期限	3月　２日（金）　※事務組合連合会
土曜日開業日	3月　３日（土）　午前９時～正午まで ※受付は午前 11 時まで
土曜日開業日	3月１０日（土）　午前９時～正午まで ※受付は午前 11 時まで
所得税確定申告期限	3月１５日（木）
無料法律相談会	3月１９日（月）
消費税申告期限	4月　２日（月）

【 事務局からのお知らせ 】

1月１９日（金）午後　新年賀詞交歓会のため休業とさせていただきます。

無料法律相談開催

第二東京弁護士会所属　会員弁護士全面協力による　法律相談

法律問題でお悩みの方、お一人で迷わず弁護士との相談を考えてみてはいかがですか。弁護士先生が親身にアドバイスしてくれます。毎回好評を得ている相談会を左記にて開催しますので、ぜひこの機会に申し込みをしてみてはいかがでしょうか。

日　時：平成30年1月23日（火）、3月19日（月）※一人一時間以内
場　所：鶴見青色会館３階会議室
予　約：鶴見青色申告会まで電話で予約をしてください。☎045・521・1145
弁護士：関根健児　先生

新入職員紹介 **籠浦　晶子** 11月21日付で事務局職員として採用されました。皆様のお役に立つよう頑張りますので、よろしくお願い申し上げます。

青色俳句会

順不同

招かざる月日流る新年か	太齋広幸
幾度来る誓う朝陽に永遠にかな	太齋広幸
獅子舞の笛に合わせて舞う娘かな	海夢明
初日の出富士に立つ夢叶えたし	海夢明
新年に胸いっぱいの夢いだく	野村夏美
元旦や家族と語る新酒かな	野村夏美
新年を迎えるためにより元気	時田幸吉
元旦を楽しくすごす娘呼び	時田幸吉

『鶴申だより』
青色俳句会
四・五月号の兼題「桃の花」
「牡丹」
締切りは三月十日まで
六・七月号の兼題「梅雨」
「浴衣」
締切りは五月十日まで
締切日は毎月十日まで（土日祝日の場合は翌日まで）

俳句に関してご意見ご要望がございましたら事務局までお知らせ下さい。

統括者　時田　幸吉